

平成 24 年 8 月 2 日

協会員・貸金業者 各位

日本貸金業協会  
コンプライアンス部  
TEL 03-5739-3014

### 運転経歴証明書の取扱い等について

平成 24 年 7 月 9 日に貸金業法施行規則が改正され、貸金業者が指定信用情報機関に提供する個人信用情報に運転経歴証明書の番号が追加されています。

ご承知のとおり、個人信用情報である運転免許証の番号を個人顧客から取得し、指定信用情報機関に提供するため、貸金業者には個人顧客（配偶者貸付けの場合は個人顧客の配偶者）が運転免許証の交付を受けているか否かを確認する対応が求められているところです。（下記【参考】をご参照ください。）

今回の改正に伴い、運転経歴証明書についても、同様の対応が必要になります。

皆様におかれましては、個人顧客が運転免許証の交付を受けているかどうかを確認するため、申込書に記載する欄を設け、又はウェブの画面に入力欄を設ける等の対応を行われているものと承知しておりますが、今回の改正を踏まえ、運転経歴証明書についても速やかな対応をお願いいたします。

なお、申込書の差替えやシステム対応に時間を要する場合も考えられますが、対応が完了するまでの間につきましては、例えば、申込書の設置先に差込用紙やリーフレット（実物又は電子ファイル）を送付のうえ、備置きを依頼したり、ウェブの別ページにおいて注意喚起する等の暫定的な対応を遺漏なくお取りいただくようお願い申し上げます。

#### 【参考】

	コメントの概要	金融庁の考え方
297	規則第 30 条の 13 第 1 項 6 号について、貸金業者は、顧客が運転免許証の交付を受けている場合には、当該運転免許証の番号を指定信用情報機関へ提供することが義務づけられているが、運転免許証の交付を受けている顧客であるにもかかわらず、当該顧客による運転免許証の不携帯又は紛失等により貸金業者が当該運転免許証の番号が確認できない場合には、当該顧客から運転免許証番号を聴取するための相応な努力を行っていただければ足りると解してよいか。	貸金業者は、「当該個人顧客が運転免許証の交付を受けている場合」（規則第 30 条の 13 第 1 項第 6 号）には、当該運転免許証に記載されている記号番号を個人信用情報として指定信用情報機関に提供する義務を負うこととなります。 したがって、個人顧客が運転免許証の交付を受けているか否かを確認する必要があります。

\* 「「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」（平成 19 年 11 月 2 日公表）におけるコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方より抜粋。